

『地方公共団体における“地理空間情報”の活用の手引き』正誤表（内容補足を含む）

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
1	総括版	P3-12 表 3.1-1 内 オルソ化空中 写真の概要	昭和49年から平成2年にかけて撮影された全国のカラー空中写真（約40万枚）について、オルソ化作業（写真をとる際に端に生じるひずみをなくすための補正）されたもの	昭和49年から平成2年にかけて撮影された全国のカラー空中写真（約40万枚）について、オルソ化作業（ <u>地形の起伏等による写真のひずみをなくすための補正</u> ）されたもの。
2	総括版	P3-12 表 3.1-1 内 基盤地図情報 の概要	国土地理院が誰もがベースマップとして使用できることを目的として整備した共通の白地図（基盤地図情報）の閲覧・ダウンロードが可能。地形図等の基礎となる情報が古い・電子化されていないといった場合に役立つと考えられる。	<u>地理空間情報活用推進基本法及び地理空間情報活用推進基本計画に基づき、電子地図上の位置の基準として国土地理院が国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約・シームレス化し、インターネットにより無償提供している。誰でもがGISのベースマップとして使用できる共通の白地図であり、地形図等の基礎となる地図が古い・電子化されていないといった場合に役立つと考えられる。</u>
3	総括版	P3-27 3.5.1.(2) 汎用的なデータ形式の例	地理空間情報に関する汎用的なデータ形式としては、国土交通省国土地理院が「地理情報標準」を定めている他、地形図等に関する「DM」形式、データ交換のための標準として「G-XML」が定められています（詳細は、表3.5-1を参照）。また各社GIS製品のデータ形式としては、「Shape」「bdx」等が汎用的な形式となっています。	地理空間情報に関する汎用的なデータ形式としては、国土交通省国土地理院が「 <u>地理情報標準プロファイル（JPGIS）</u> 」を定めている他、地形図等に関する「 <u>数値地形図データファイル（DM形式、DMフォーマット等と呼ばれることもあります。）</u> 」形式、データ交換のための標準として「 <u>GML（G-XMLと呼ばれることもあります。）</u> 」が定められています（詳細は、表3.5-1を参照）。また各社GIS製品のデータ形式としては、「Shape」「 <u>dx</u> 」等が汎用的な形式となっています。
4	総括版	P3-28 表 3.5-1	修正前	表 3.5-1 地理空間情報に関するデータ標準の例

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）															
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>データ形式等</th> <th>策定団体等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報標準</td> <td>国土交通省 国土地理院</td> <td>GIS の基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めたもので、政府の標準として位置づけられている。</td> </tr> <tr> <td>DM</td> <td>国土交通省 国土地理院</td> <td>DM は「デジタルマッピング」の略。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際の標準的なデータ形式。</td> </tr> <tr> <td>G-XML</td> <td>日本情報処理開発協会、G-XML 実用化連絡会等</td> <td>GIS データを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的として定められたデータ体系。 参考 URL : http://www.dpc.jipdec.or.jp/gxml/contents/news/index.htm</td> </tr> </tbody> </table>	データ形式等	策定団体等	概要	地理情報標準	国土交通省 国土地理院	GIS の基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めたもので、政府の標準として位置づけられている。	DM	国土交通省 国土地理院	DM は「デジタルマッピング」の略。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際の標準的なデータ形式。	G-XML	日本情報処理開発協会、G-XML 実用化連絡会等	GIS データを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的として定められたデータ体系。 参考 URL : http://www.dpc.jipdec.or.jp/gxml/contents/news/index.htm				
データ形式等	策定団体等	概要																	
地理情報標準	国土交通省 国土地理院	GIS の基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めたもので、政府の標準として位置づけられている。																	
DM	国土交通省 国土地理院	DM は「デジタルマッピング」の略。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際の標準的なデータ形式。																	
G-XML	日本情報処理開発協会、G-XML 実用化連絡会等	GIS データを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的として定められたデータ体系。 参考 URL : http://www.dpc.jipdec.or.jp/gxml/contents/news/index.htm																	
		修正後	<p>表 3.5-1 地理空間情報に関するデータ標準の例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>データ形式等</th> <th>策定団体等</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地理情報標準</td> <td>国土交通省 国土地理院</td> <td>GISの基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めた体系。政府の標準として位置づけられている。</td> </tr> <tr> <td><u>地理情報標準プロファイル (JPGIS)</u></td> <td><u>国土交通省 国土地理院</u></td> <td><u>国土地理院において「地理情報標準」を使いやすく整理した実用的な標準。データ形式、品質、記述方法、製品仕様書の書き方等からなる体系であるが、狭義には地理情報標準プロファイルに準拠した空間データのデータ形式を指す際に使われる。</u></td> </tr> <tr> <td><u>数値地形図データファイル (DMとも呼ばれる)</u></td> <td><u>国土交通省 国土地理院</u></td> <td><u>公共測量において、地図情報レベル 5000 以下の数値地形図の調製について基準を定めたもの。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際によく用いられる。一般に、「DM形式」、「DMフォーマット」等と呼ばれているものである。</u></td> </tr> <tr> <td><u>GML</u></td> <td><u>国際標準化機構</u></td> <td>GISデータを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的と</td> </tr> </tbody> </table>		データ形式等	策定団体等	概要	地理情報標準	国土交通省 国土地理院	GISの基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めた体系。政府の標準として位置づけられている。	<u>地理情報標準プロファイル (JPGIS)</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>国土地理院において「地理情報標準」を使いやすく整理した実用的な標準。データ形式、品質、記述方法、製品仕様書の書き方等からなる体系であるが、狭義には地理情報標準プロファイルに準拠した空間データのデータ形式を指す際に使われる。</u>	<u>数値地形図データファイル (DMとも呼ばれる)</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>公共測量において、地図情報レベル 5000 以下の数値地形図の調製について基準を定めたもの。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際によく用いられる。一般に、「DM形式」、「DMフォーマット」等と呼ばれているものである。</u>	<u>GML</u>	<u>国際標準化機構</u>	GISデータを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的と
データ形式等	策定団体等	概要																	
地理情報標準	国土交通省 国土地理院	GISの基盤となる空間データを、異なるシステム間で相互利用する際の互換性の確保を主な目的に、データの設計、品質、記述方法、仕様の書き方等のルールを定めた体系。政府の標準として位置づけられている。																	
<u>地理情報標準プロファイル (JPGIS)</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>国土地理院において「地理情報標準」を使いやすく整理した実用的な標準。データ形式、品質、記述方法、製品仕様書の書き方等からなる体系であるが、狭義には地理情報標準プロファイルに準拠した空間データのデータ形式を指す際に使われる。</u>																	
<u>数値地形図データファイル (DMとも呼ばれる)</u>	<u>国土交通省 国土地理院</u>	<u>公共測量において、地図情報レベル 5000 以下の数値地形図の調製について基準を定めたもの。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際によく用いられる。一般に、「DM形式」、「DMフォーマット」等と呼ばれているものである。</u>																	
<u>GML</u>	<u>国際標準化機構</u>	GISデータを多様な主体の間で相互に流通・利用することを目的と																	

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前		正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
			<u>(G-XMLとも呼ばれる)</u>	<u>(ISO)</u>	して定められたデータ体系。日本情報処理開発協会・GML実用化連絡会等が策定したG-XMLと仕様が共通化されており、「G-XML」とも呼ばれているものである。
5	総括版	P3-28 3.5.2. (1) 測地系とは	地理空間情報の整備・更新の前提となる体系として「測地系」というものがあります。これは、地理空間情報における地球上の位置を経度、緯度、標高の座標によって表すための前提条件となるものです。わが国では、従来、東京湾平均水位を基準とする日本独自の体系である「日本測地系」を利用してきましたが、平成14年4月に測量法が改正され、世界標準である「世界測地系」を统一的に用いることとなりました。	地理空間情報の整備・更新の前提となる <u>測量の基準</u> として「測地系」というものがあります。これは、地理空間情報における地球上の位置を <u>経度、緯度</u> の座標によって表すための前提条件となるものです。わが国では、従来、 <u>ベッセル楕円体</u> を基準とする日本独自の測地座標系である「日本測地系」を利用してきましたが、 <u>平成13年6月に測量法が改正（平成14年4月施行）</u> され、世界標準である「世界測地系」を统一的に用いることとなりました。	
6	総括版	P3-30 【事例31】本文	<ul style="list-style-type: none"> ・熱海市では、庁内各課でさまざまな地理空間情報を整備・更新し利用しているが、これらは地番図を基図とするものと地形図を基図とするものの2種類に分かれている。これまで地番図は日本測地系に、地形図は世界測地系に基づき整備・更新されてきたため、これらのデータをGIS上で単に重ね合わせただけではそれぞれの地図が重ならないという課題があった。 ・このような課題に対応するため、本実証の中で、日本測地系に基づく地番図データを世界測地系に変換し、地形図と重ね合わせてそのズレを確認する検討を行った。両者は概ね一致したが、作成後それぞれの測地系で整備・更新されてきたため、細かい点で多くのズレが生じていることがわかった。 ・しかしながら、概略の位置の確認、比較には十分活用することができるため、今後、日本測地系の地番図データを世界測地系に変換し、ズレを補正することも踏まえた整備方針を検討しつつ、各課で共用を図っていく取組が進められてい 	<ul style="list-style-type: none"> ・熱海市では、庁内各課でさまざまな地理空間情報を整備・更新し利用しているが、これらは地番図を基図とするものと地形図を基図とするものの2種類に分かれている。これまで地番図は日本測地系に、地形図は世界測地系に基づき整備・更新されてきたため、これらのデータをGIS上で単に重ね合わせただけではそれぞれの地図が重ならないという課題が想定された。 ・このような課題に対応するため、本実証の中で、日本測地系に基づく地番図データを世界測地系に変換し、地形図と重ね合わせてそのズレを確認する検討を行った。<u>検討を行うために両者を重ねてみたところ、細かい点で多くのズレが発生していることが分かった。</u>これまで庁内では2世代前の地形図をベースに地番図を作成したとされていたが、<u>実際には、地番図は地形図を参照してはいるものの別途測量を行って整備されたものと推測された。</u>また、地形図を日本測地系から世界測地系へ変換した際の具体的な変換方法に関する記 	

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
			る。	<p><u>録が庁内には残されていないことが分かった。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・しかしながら、概略の位置の確認、比較には十分活用することができるため、今後、日本測地系の地番図データを世界測地系に変換し、ズレを補正することも踏まえた整備方針を検討しつつ、各課で共用を図っていく取組が進められている。 ・また、今後の対応としては、<u>地理空間情報活用推進基本計画でも定められている通り電子地図上の位置の基準である基盤地図情報を相互活用することにより、位置の整合が取れた庁内の地図を整備していくことが効果的である（基盤地図情報については、表3.1-1を参照）。</u>
7	総括版	P3-31 3.5.3. 個人情報を含む地理空間情報を運用する	地理空間情報に関する個人情報の取扱いの詳細については、別途、行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理した指針として、国において別途ガイドラインを策定中です。また、総務省が策定した『統合型GIS推進指針（平成20年3月）』においても、個人情報保護条例に従った取扱い等が整理されていますので、具体的にはそれらを参照していただき、ここでは個人情報の取扱いに係る要点のみを記載します。	地理空間情報に関する個人情報の取扱いの詳細については、別途、行政機関等が保有する地理空間情報の利用・提供を行う上で望ましいと考えられる個人情報の取扱いに関する標準的な考え方を整理した指針として、国において別途ガイドラインを策定中です。また、総務省が策定した『統合型GIS推進指針（平成20年3月）』においても、個人情報保護条例に従った取扱い等が整理されていますので、具体的にはそれらを参照していただき、ここでは、 <u>政府の地理空間情報活用推進会議、地理情報システムWG、個人情報保護・知的財産に関する検討チームで検討されている『地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（素案）』（平成22年3月）をもとに、</u> 個人情報の取扱いに係る要点のみを記載します。
8	総括版	P3-33 3.5.4. 知的財産権を保護し	地理空間情報に関する知的財産権の取扱いや二次利用の留意点等の詳細については、別途、行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標	地理空間情報に関する知的財産権の取扱いや二次利用の留意点等の詳細については、別途、行政機関等が保有する地理空間情報の二次利用を促進する上で望ましい知的財産権等の標

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		つつ二次利用を促進する	準的な処理の考え方を整理した指針として、国において別途ガイドラインを策定中です。ここでは著作権等の知的財産権に関する権利処理に係る要点のみを記載します。	準的な処理の考え方を整理した指針として、国において別途ガイドラインを策定中です。ここでは、 <u>政府の地理空間情報活用推進会議、地理情報システムWG、個人情報保護・知的財産に関する検討チームで検討されている『地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン(素案)』(平成22年3月)をもとに、</u> 著作権等の知的財産権に関する権利処理に係る要点のみを記載します。
9	総括版	P3-35 3.5.5 メタデータ・クリアリングハウスを整備する	地理空間情報の属性等の内容を示すデータを「メタデータ」といい、これを利用して地理空間情報を的確に検索できるデータベースを「クリアリングハウス」と呼びます。メタデータの構成や内容については、国土交通省国土地理院が「JMP2.0 (Japan Metadata Profile 2.0)」を策定しています。ここで定められているメタデータの項目をすべて整備することが望ましいですが、コストや負荷の関係から対応が困難な場合には、主な項目（縮尺・精度、鮮度（整備・更新時期）、整備・更新主体等）のみを整備することも考えられます。また、クリアリングハウスの構築については、一定のコストや、負荷がかかりますが、事例32、33のように、簡易なweb サイトで情報共有したり、事例34のように、情報システム部門やGISに関する推進組織等で基本的な地理空間情報に関する主な情報のみを記載した台帳、カタログ等で管理したりするといった比較的簡易な対応もあります。	地理空間情報の属性等の内容を示すデータを「メタデータ」といい、これを利用して地理空間情報を的確に検索できるデータベースを「クリアリングハウス」と呼びます。メタデータの構成や内容については、国土交通省国土地理院が「JMP2.0 (Japan Metadata Profile 2.0)」を策定しており、 <u>メタデータの整備ツールとして、「メタデータエディタ」も提供されています（「メタデータエディタ」は無償で利用することができます）。</u> ここで定められているメタデータの項目をすべて整備することが望ましいですが、コストや負荷の関係から対応が困難な場合には、主な項目（縮尺・精度、鮮度（整備・更新時期）、整備・更新主体等）のみを整備することも考えられます。 <u>なお、クリアリングハウスの構築については、国土地理院が無償で提供する構築ツールなどを活用すれば、コストや負荷を抑えて構築することが可能です。</u> また、事例 32、33 のように、簡易なwebサイトで情報共有したり、事例 34 のように、情報システム部門やGISに関する推進組織等で基本的な地理空間情報に関する主な情報のみを記載した台帳、カタログ等で管理したりするといった比較的簡易な対応もあります。
10	総括版	P4-7	◇測地系の統一	◇測地系の統一

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		4.2.2. ◇測地系の統一	現在の地図が日本測地系で整備されているときには、共用二 ーズがある主体で整備している地理空間情報が世界測地系で 整備されているものが多い場合や、将来的に世界測地系へ移 行していくことを検討している場合等においては、データを 全面的に更新するタイミングで、世界測地系で整備し直すこ とも考えられます。（詳細は、「3.5.2. 測地系を統一する」 を参照。）	<u>GoogleMapsや携帯電話に内蔵されているGPSなどのよう に、広く一般に利用されているサービス・機器でも世界測地 系が使用されていますので、現在の地図が日本測地系で整備 されているときには、できるだけ早期に世界測地系に移行す ることが望ましいと言えます。また、庁内に基図となってい る地図が複数あるような場合には、世界測地系で作成された 地図を基図として、測量をし直すことも考えられます。（詳 細は、「3.5.2. 測地系を統一する」を参照。）</u>
1 1	総括版	P4-8 4.2.2. ◇ズレの補正	◇ズレの補正 庁内の多様な地図と重ね合わせた結果、整備の経緯の違い（例 えば、整備時にベースとした地図の違い、整備時の測地系の 違い、精度の違い等）により、GIS 上に表示された地物の位 置にズレが発生している場合があります。これらのズレにつ いては、ズレを認識した上で利用するという方法も考えられ ますが、精度が高いことが求められる業務等においては、更 新のタイミングにおいて、例えば庁内で基盤の地図として最 も多く用いられている地図（一般的には、都市計画基図等が 考えられます）等にあわせるために、整備し直したり、調製 したりしていくことが望ましいと考えられます。	◇ズレの補正 庁内の多様な地図と重ね合わせた結果、整備の経緯の違い（例 えば、整備時にベースとした地図の違い、整備時の測地系の 違い、精度の違い等）により、GIS 上に表示された地物の位 置にズレが発生している場合があります。これらのズレにつ いては、ズレを認識した上で利用するという方法も考えられ ますが、精度が高いことが求められる業務等においては、更 新のタイミングにおいて、例えば庁内で基盤の地図として最 も多く用いられている地図（一般的には、都市計画基図等が 考えられますが、 <u>今後は基盤地図情報も用いられるようにな るでしょう</u> ）等にあわせるために、整備し直したり、調製し たりしていくことが望ましいと考えられます。
1 2	総括版	資料 2-1 関連用語集 DM 形式	DM形式：デジタルマッピングにより、作成されるデータ の形式。拡張子はDM。DM データファイルの仕様は、国土 交通省公共測量作業規程に定められており、国土基本図や都 市計画図等の大縮尺地図を数値地図データとして作成する場 合に適用される。測量成果電子納品要領ではデジタルマッ ピングについては拡張DM 形式での納品となる。	DM形式： <u>「数値地形図データファイル」の項目参照。</u>
1 3	総括版	資料 2-4	基図：主題図や編集図を作成するときに基になる、完成図の	基図：主題図や編集図を作成するときに基になる、完成図の

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		関連用語集 基図	骨格的表現事項の相当部分が描画されている地形図等をいう。基図の縮尺は、完成図の縮尺以上でなければならない。	骨格的表現事項の相当部分が描画されている地形図等をいう。基図の縮尺は、 <u>精度確保の観点から完成図の縮尺以上</u> でなければならない。
1 4	総括版	資料 2-4 関連用語集 クリアリング ハウス	クリアリングハウス（Clearing House）：複数のデータベースで分散管理されている地理情報のメタデータを、ネットワークを介して横断的に検索し、空間データの所在や概要を調べることができる。現在国内に存在する主なクリアリングハウスとして、国土交通省国土地理院、国土交通省国土計画局、東京大学空間情報科学研究センター（CSIS）が運営しているものがある。 例）国土交通省国土情報クリアリングハウス http://nlftp.mlit.go.jp/chm/index.html 国土地理院地理情報クリアリングハウス http://zgate.gsi.go.jp/	クリアリングハウス（Clearing <u>h</u> ouse）：複数のデータベースで分散管理されている <u>情報</u> のメタデータを、ネットワークを介して横断的に検索し、 <u>データ</u> の所在や概要を調べることができる。現在、国内に存在する <u>地理空間情報に関する</u> 主なクリアリングハウスとして、国土交通省国土地理院、 <u>海上保安庁</u> が運営しているものがある。 例）国土地理院地理情報クリアリングハウス http://zgate.gsi.go.jp/ <u>海上保安庁海洋情報クリアリングハウス</u> http://www.mich.go.jp/index.htm
1 5	総括版	資料 2-4 関連用語集 公共測量	公共測量：測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担若しくは補助して実施する測量をいう。ただし、小道路や建物のため等の局地的測量又は高度の精度を必要としない測量法施行令（昭和24 年政令第322 号）第1 条に定められている測量は、除外される。	公共測量：測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担若しくは補助して実施する測量をいう。ただし、小道路や建物のため等の局地的測量又は高度の精度を必要としない測量法施行令（昭和24 年政令第322 号）第1 条に定められている測量は、除外される。 <u>なお、地方公共団体が実施する測量の大半は公共測量に該当する。</u>
1 6	総括版	資料 2-4 関連用語集 公共測量作業 規定準則	公共測量作業規程準則：公共測量作業規程は、測量の方法・計算方法・観測機器等について規定するもの。作業規定準則はその規範例を示したもの。	（用語を削除、「作業規定の準則」として追加記載）
1 7	総括版	資料 2-5 関連用語集	（追加記載）	<u>作業規程の準則：測量法第 33 条に基づき、測量計画機関は公共測量を実施するに当たり、観測機械の種類・観測法・計</u>

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		作業規定の準則		<u>算法等について規定する作業規程を定めなければならない。作業規程の準則はその規範例を示したもので、同法第 34 条に基づき国土交通大臣が定めている。</u>
1 8	総括版	資料 2-5 関連用語集 縮尺レベル	縮尺レベル：電子的な地図の制度や内容を紙地図に対応させて表示したもの。縮尺レベル25000 の電子地図は縮尺 1/25,000 の地形図に対応する。地図情報レベルともいう。	縮尺レベル：電子的な地図の精度や内容を紙地図に対応させて表示したもの。縮尺レベル25000 の電子地図は縮尺 1/25,000 の地形図に対応する。地図情報レベルともいう。
1 9	総括版	資料 2-6 関連用語集 数値情報 2500 数値情報 25000	数値情報2500：全国の都市計画区域を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/2,500 の位置精度を持つ、電子地図。 数値情報25000：全国を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/25,000 の位置精度を持つ、電子地図。	数値情報2500（ <u>空間データ基盤</u> ）：全国の都市計画区域を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/2,500の位置精度を持つ、電子地図。 数値情報25000（ <u>空間データ基盤</u> ）：全国を対象に国土地理院が刊行している縮尺1/25,000の位置精度を持つ、電子地図。
2 0	総括版	資料 2-6 関連用語集 数値地形図データファイル	（追加記載）	<u>数値地形図データファイル：公共測量において、地図情報レベル 5000 以下の数値地形図の調製について基準を定めたもの。航空測量等によりデジタル地形図等を整備する際によく用いられる。作業規程準則に定める正式の名称ではないが、一般に、「DM形式」、「DMフォーマット」等と呼ばれているものである。</u>
2 1	総括版	資料 2-7 関連用語集 地籍図	地籍図：国土調査法に基づき地方公共団体が実施した地籍調査（土地の所有者、地番、地目の調査及び強化、地籍に関する測量）の結果を図面に表したもの。作成される図面の縮尺は1/500～1/5,000。	地籍図：国土調査法に基づき地方公共団体が実施した地籍調査（土地の所有者、地番、地目の調査及び境界、地籍に関する測量）の結果を図面に表したもの。作成される図面の縮尺は1/500～1/5,000。
2 2	総括版	資料 2-7 関連用語集 地理情報標準プロファイル	地理情報標準プロファイル（JPGIS）：Japan Profile for Geographic Information Standards の略。地理情報に係わるISO、JIS 等の中から、最小限の部分を取り出して体系化した地理情報標準プロファイル。	地理情報標準プロファイル（JPGIS）：Japan Profile for Geographic Information Standards の略。地理情報に係わるISO、JIS 等の中から、 <u>実利用に必要な内容を取り出し</u> 体系化したより実用的な標準。

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		(JPGIS)		
2 3	総括版	資料 2-8 関連用語集 電子国土	電子国土：地形・道路・鉄道・水系・行政界等の地理情報を用いて、コンピュータ上に現実の国土を再現したもの。	電子国土： <u>国土に関するさまざまな情報をデジタル化し、コンピュータ上に現実の国土を再現したもの。また、コンピュータ上に再現されたデジタル情報としての国土。</u>
2 4	総括版	資料 2-9 関連用語集 平面直角座標系	平面直角座標系：測量法により定められたわが国固有の座標系で、基本測量や公共測量に広く使われ、主に大縮尺図（縮尺1/10,000 以上）の測量に使用されている。この座標系は日本全国を19 地域（19 座標）に分割し、各地域に座標原点を設けており、その原点を通る子午線のX 軸、直交するY 軸をとり平面直角座標が作られる。地上の点は、横メルカトル図法により投影されている。公共座標系ともいう。	平面直角座標系：測量法により定められたわが国固有の座標系で、基本測量や公共測量に広く使われ、主に大縮尺図（縮尺1/10,000 以上）の測量に使用されている。この座標系は日本全国を19 地域（19 座標）に分割し、各地域に座標原点を設けており、その原点を通る子午線のX 軸、直交するY 軸をとり平面直角座標が作られる。地上の点は、 <u>ガウスの等角投影法</u> により投影されている。公共座標系ともいう。
2 5	総括版	資料 2-10 関連用語集 ユビキタス	ユビキタス：いつでも、どこでも、という意味の形容詞。	ユビキタス： <u>もともとは、あまねく存在するという意味の形容詞だったが、ITの世界では、いつでも、どこでも、くらしいの意味に使用されている。</u>
2 6	地域版 その1	P3-4 3.1.2. (1) メタデータとクリアリングハウスの整備	理想的には、県と市それぞれが保有する地理空間情報のメタデータについて、ISO規格に基づいた記述ルール（JMP2.0）に基づいて、地方公共団体がこれを整備し、検索できるクリアリングハウスが存在すると望ましいといえます。しかしながら、地方公共団体がメタデータの整備やクリアリングハウスを構築することは、作成・構築に伴う労力などを踏まえると現実的には難しいのが現状です。	理想的には、県と市それぞれが保有する地理空間情報のメタデータについて、ISO規格に基づいた記述ルール（JMP2.0）に基づいて、地方公共団体がこれを整備し、検索できるクリアリングハウスが存在すると望ましいといえます。しかしながら、地方公共団体がメタデータの整備やクリアリングハウスを最初から構築することは、 <u>一定の知識や作成・構築に係る労力などが必要となります²。</u> （本文を補うため以下の内容の脚注2を追加記載、以降の脚注を繰り上げ） <u>² 平成20年3月31日告示の公共測量作業規程の準則により、公共測量成果についてはJMP2.0に準拠したメタデータを整備することとされているため、国土地理院では無償利用</u>

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
				<p><u>可能な「メタデータエディタ」や「クリアリングハウスノード構築関連のツール集」を提供・公開しています</u> <u>（http://zgate.gsi.go.jp/ch/imp20/imp20.html）。</u> <u>これを利用することにより、一定の知識を持つ地方公共団体職員であれば、メタデータの整備とノードサーバの構築を行うことが可能となります。</u></p>
27	地域版 その1	P3-4 脚注1	¹ クリアリングハウス：メタデータを利用して地理空間情報を的確に検索できるデータベース	¹ クリアリングハウス：メタデータを利用して <u>情報を的確に</u> 検索できるデータベース
28	地域版 その1	P3-6 脚注1	¹ 電子国土Webシステム：電子国土（コンピュータ上に再現した国土）の実現のために、地理空間情報をインターネットを通じて取得し、背景地図の上に重ね合わせ表示するシステムであり、国土地理院が開発し無償提供しているもの	¹ 電子国土Webシステム：電子国土（コンピュータ上に再現した国土）の実現のために、地理空間情報をインターネットを通じて <u>発信し</u> 、背景地図の上に重ね合わせ表示するシステムであり、国土地理院が開発し無償提供しているもの
29	地域版 その2	P2-27 2.5.1.(2) 国土地理院のオルソ画像課を用いた際の費用分担	国土地理院では、不定期ですが、概ね5年更新の精度の高い（縮尺1/2,500）航空写真及びオルソ画像を作成し、(財)日本地図センターで販売しています。岩見沢地域については、平成19年度に国土地理院が航空写真の整備を行っていることから、この比較的鮮度の高い成果を利用することが可能です。	国土地理院では、 <u>概ね5年更新の精度の高い撮影縮尺1/10,000の航空写真及び地上画素寸法20cmのオルソ画像</u> を作成し、(財)日本地図センターで販売しています。岩見沢地域については、平成19年度に国土地理院が航空写真の整備を行っていることから、この比較的鮮度の高い成果を利用することが可能です。特に、 <u>デジタル地図を公共測量として作成することを目的とし、その成果の写しを測量法に従って国土地理院に提出する場合は、航空写真の無償貸与を受けることも可能です。</u>
30	地域版 その2	P2-27 2.5.1.(2) 国土地理院のオルソ画像を用いた際の費用分	しかし、国土地理院が作成したオルソ画像の現在の整備状況は図2.5-1に示すとおり、岩見沢市、三笠市、美唄市いずれの地区でも市全域の画像取得には至っていません。	しかし、国土地理院が作成したオルソ画像の現在の整備状況は図 <u>2.5-2</u> に示すとおり、岩見沢市、三笠市、美唄市いずれの地区でも市全域の画像取得には至っていません。

番号	冊子	ページ番号等	誤・修正前	正・修正後（下線部が修正・追加箇所）
		担		
3 1	地域版 その2	P2-28 図 2.5-2	—	（背景地図の適正化、出所を明示） <u>※この地図は、国土地理院発行の20万分の1地勢図（札幌、旭川、留萌、夕張岳）を使用したものである。</u>
3 2	地域版 その2	P2-29 2.5.1.(2) 国土地理院のオルソ画像を用いた際の費用分担	しかし、国土地理院の測量成果は地方公共団体の意思に関わらず整備範囲が設定されていることから、単純な追加撮影面積割合のみで、費用負担を行うことは、立地条件が不利な地方公共団体に負担を強いることとなってしまいます。	しかし、 <u>国土地理院の測量成果は基盤地図情報の整備に関する計画に基づいて整備範囲が設定されていることから</u> 、単純な追加撮影面積割合のみで、費用負担を行うことは、立地条件が不利な地方公共団体に負担を強いることとなってしまいます。
3 3	地域版 その2	P2-30 2.5.1.(2) 国土地理院のオルソ画像を用いた際の費用分担	情報整備の時期を他団体（国土地理院など）の整備時期と合わせることができる場合には、不足部分の追加整備のみを実施することによって、安価かつ鮮度の高い情報を取得することができます。	情報整備の時期を他団体（国土地理院など）の整備時期と合わせることができる場合には、不足部分の追加整備のみを実施することによって、安価かつ鮮度の高い情報を取得することができます。 <u>なお、国土地理院では、都市計画区域周辺等の地域について、撮影縮尺1/20,000の航空写真及び地上画素寸法40cmのオルソ画像を作成しており、必要精度に応じてこれらの成果を活用することも可能です。</u>
3 4	地域版 その2	P3-29 3.6.2.(1) 個人情報保護法における「個人情報」の定義	地方公共団体の場合と同様に民間団体における地理空間情報にかかる個人情報該当性及び利用提供の可否を判断するフローを示すと図3.6-2のようになります。地理空間情報を外部に提供することを検討する際には、この判断フローに従い、個人情報該当性及び提供可否の決定を行うことが有用です。	<u>政府で検討されている、行政機関向けの地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（素案）で示されている判断フローを参考に、国土計画局が独自に実施した岩見沢地域の実証調査において、民間団体における地理空間情報にかかる個人情報該当性及び利用提供の可否を判断するフローを作成すると図3.6-2のようになります。</u>
3 5	地域版 その2	P3-29 図 3.6-2 タイトル	図 3.6-2 民間団体における「個人情報該当性」及び「保有個人情報の利用目的以外の利用・提供」の判断と提供の手順について	図3.6-2 民間団体における「個人情報該当性」及び「保有個人情報の利用目的以外の利用・提供」の判断と提供の手順について（国土計画局が独自に実施した岩見沢地域の実証結果として作成）